

Bulletin

全国ケーブルトラフ協会

会報

2007年第16号

Contents

P1	第5回通常総会のご報告
P2~P3	技術研修会のご報告 トピックス
P4	詩

第5回通常総会のご報告

日 程	平成19年5月11日（金）
時 間	15時より開催
場 所	赤羽会館
正会員数	20名（定足数15名）
出席会員数	19名（内委任状10）



審議事項

- 第1号議案
平成18年度事業報告及び収支決算報告
- 第2号議案
平成18年度監査報告
- 第3号議案
平成19年度事業計画（案）及び収支予算（案）

- 第4号議案
役員改選
その他の件

議事の経過・概要及び議決

市村事務局長の司会により、審議事項に基づき進行した。総会に先立ち大澤事務局長より、役員改選、社員登録変更及び、会費改正について事前説明があり、続いて物故会員に対して黙祷を捧げた。

長谷川監査役による開会の辞、田所理事長の挨拶を頂き、司会より出席者数及び委任状数について報告があり、本総会が成立する旨を説明した。次に司会者より、議事録署名人の選任について川島信之と須藤勝二が選出された。議長選出に関しては田所理事長を推薦し、全員意義なく賛同した。議長は式次第の順に議案を総会にはかり、議事を進行した。

長谷川監査役より監査報告があり、第1号議案、第2号議案ともに異議が無いことを確認し承認可決された。

第3号議案は平成19年度事業報告（案）事業計画（案）について異議が無いことを確認し承認可決された。平成19年度会費については下記の如く改正された。

正会員 年会費50,000円（内5,000円は商標登録負担金） 65,000円から減額

賛助会員 年会費25,000円（内3,000円は商標登録負担金） 33,000円から減額

その他の件では「Wブロック納入実績」と「セメント商工健康保険組合の加入」について風祭副理事長から説明があった。

議長は第5回通常総会のすべての審議を終了した旨を述べ議長を退任した。最後に桜井副理事長から閉会の挨拶があり、総会は閉会した。

新潟県中越沖地震への義援金報告

平成19年7月16日に新潟県中越沖地震が発生し、死者11人、重軽傷者約2,300人の被害を出しました。当協会の会員であります、安達コンクリート工業様（新潟県長岡市）へ対して、去る平成19年9月7日に義援金を贈呈いたしました。

ご協力頂きました会員の皆様に厚くお礼申し上げます。

安達コンクリート工業様からお礼状が届きました。

「この度新潟県中越沖地震に際しまして、早速ご丁寧なお見舞い並びに励ましのお言葉を賜り、ご厚情のほど心より御礼申し上げます。社屋及び設備・製品の一部に若干の被害がありましたが、幸い従業員にも怪我は無くほぼ平常通りの業務を行なっています。

今後とも尚一層のご支援のほど宜しくお願い申し上げます。」

株式会社 安達コンクリート工業
代表取締役 安達正典

技術研修会のご報告

日 時 平成19年9月7日（金）15時より開催
 講 師 國府勝郎（首都大学東京・名誉教授）
 会 場 赤羽会館

製品関連12団体によるNPOコンクリート製品JIS協議会の常務理事に、大学の定年退職と同時に選任していただき、早くも4ヶ月過ぎてしまいました。日常は全国コンクリート製品協会に机を用意して頂き、協議会の技術委員会をはじめ、各種の製品協会、JCI等の学協会、セメントや生コンクリート業界の技術問題の検討に参画できることに感謝しております。



今日のわが国は高齢社会に突入し、熟練労働者の不足に直面しているとともに、先進諸国が担うべき環境負荷制御と副産資源の活用に模範を示さなければならない状況にあります。また、社会基盤施設の高耐久化ならびに低コスト化に貢献する製品を、適切な材料と製造方式によって製造することが、コンクリート製品業界に求められています。このような状況に応えるためには、コンクリート製品の設計と製造を性能照査型に移行することが課題と考えられます。すなわち、使用材料や製造条件に係わらず、製品が要求性能を満足することを照査しさえすれば、副産物系材料や高機能材料を適材適所に活用することができるのです。このためには、従来からの許容能力度設計法から限界状態設計法への移行と性能照査方法の確立などに向けて大いに検討することが必要です。このような状況の中に、コンクリート製品が飛躍的に躍進する契機が潜んでいると言えないでしょうか。

コンクリート製品規格の初めてのものは、1937年にJES354「下水道用鉄筋コンクリート管」が制定されています。そして、1949年の工業標準化法の制定以来、鉄筋コンクリート管はJIS A 5302として、次にJIS A 5304「歩道コンクリート平板」が規格化されています。以来、コンクリート製品業界は、戦後復興から高度経済成長の流れの中で、JISの標準化によって技術のボトムアップを図りながら発展してきました。1965年頃の大学の講義でこれからは労働集約型の現場におけるコンクリート工事から、コンクリート製品を活用するプレキャスト化、プレハブ化による省力化施工の時代になると聞いた記憶があります。セメント使用量に関するレディーミクストコンクリート用途のシェアは1949年を始まりとして順調に70%程度まで増加してきましたが、コンクリート製品用途のシェアは長年にわたって15%を占め、最近では逆に13%程度に低下してしまっております。

コンクリート工事は、構造部材を建設技術者が現場で製造するという特殊性があり、このため、コンクリート構造物の品質の信頼性が不十分であります。このような面においても、コンクリート製品は現場打ちコンクリートに対する優位性を備えております。現場打ちコンクリートからプレキャストコンクリートへの方向変換は、社会基盤施設のコンクリートの高耐久化に寄与するはずですが、さらには、コンクリート構造物の品質の信頼性向上に展開すれば、セメント生産量に占める製品の比率が高くなると考えられます。このような時代趨勢を的確に捉えた技術展開が重要であり、コンクリート製品開発のポイントは、コンクリート工事のプレキャスト化ばかりではなく、鉄鋼材料のコンクリート製品による代替の可能性などを検討するのが有効と思われる。

一方、自転車や家庭電化製品などの工業製品は、その性能が顧客の性能評価によって厳しく淘汰されており、コンクリート工場製品は一般の工業製品に類似した側面を有しております。しかし、コンクリート構造物は、公共の社会基盤施設であることが多く、市民によるその所有意識が曖昧であるために性能認識が希薄となりやすく、品質保証への取組の厳しさに欠けていないでしょうか。市民に対する説明責任などが叫ばれている今日、性能重視で良質のコンクリート構造物・施設設備を製品分野が提供するというシナリオの展開も重要ではないかと考えられます。

コンクリート工事の場所打ち施工からプレキャスト化・プレハブ化への転換は、単純かつ激しく言えば、生コンクリート分野からのセメントシェアの争奪作戦を如何に展開するかであります。構造物の一部としてのコンクリート製品の品質信頼性、プレキャスト化による工期の短縮、現場作業の省力化などの観点からの施工会社との連帯、設計面では既設コンクリートや製品相互の接合工法の信頼性や一体化に関する構造安全性などの観点からのコンサルタンツとの連携など、異分野との連帯による相互利益の追求を図ることも重要と思われる。



コンクリート材料分野の開発と進歩はめざましく、混和材料や炭素繊維シートなどの高機能のものが開発されています。一方都市ゴミ焼却灰からのエコセメント及び溶融スラグ骨材やコンクリート塊からの再生骨材などもあり、これまでの仕様規定よりもはるかに高い自由度で、リサイクル材料等の活用がしやすい性能規定型のJISが用意されています。性

能規定型のルールの前では、使用材料の個別の品質規定は重要性が低く、使用する材料と配合及び製造条件によって、要求性能を満足する製品を製造しやすいのであり、製品メーカー技術者の研究及び開発意欲が重要であります。

JISに規定するⅠ類の製品は、従来から使用実績の高い汎用的な製品であり、Ⅱ類は受渡当事者間の協議によって性能や使用を定めて製造する製品であります。このような仕組みを適切に活用すれば、製品の用途・目的に応じて性能を適切に設定し、顧客ニーズとしての要求性能に応えた製品を開発することができ、それはJIS適合製品として取引が可能となります。このためには、製造者はセールスポイントとしての顧客ニーズに応える性能設定と製品の品質・性能との適合性の照査方法と、その判定基準を提案する必要があります。このような開発は意欲に富む技術者もしくはメーカーが、性能規定を武器として効果的に活用すれば、競争に勝ち残ることができるはずで、このような性能規定の効果的な運用には、技術に関する研鑽が極めて重要となっております。

また、これまでの製品JISは仕様ベースであり、同業他社との競争による製品価格の低兼化が業界の課題となってきました。これは、仕様に基づく製品であることに起因しているもので、今後は性能ベースを基本とした高性能・高付加価値の製品を作れば、差別化された製品として価格維持や利潤の追求を図ることが出来るはずであります。

これまで製品製造技術を眺めてきた立場でありましたが、安全で耐久的な社会基盤施設の構築において、コンクリート製品分野の貢献度を高めるため、皆様とともに汗を流してゆきたいと思っております。

トピックス

“外国人労働者を雇用する際の注意点”

外国人労働者の雇用が今後さらに増加し、その職種も多様化が進むことが予測されます。外国人を雇用するには法律を守ると同時に、適正な管理や対応が必要になってきます。

1、在留資格を確認する

外国人を就労する際には、外国人登録証明書やパスポート、就労資格証明書などで、まず在留資格の確認が必要です。在留資格として、ビザの種類によって労働することができる場合とできない場合があります。

「就労」労働することが可能。 「研修」労働ではないが研修目的で職場での経験を積むことができる。

「就学」「留学」制限付で労働が可能。 「観光」「文化活動」就労することはできない。

以下の区分の範囲を超えて、収入を伴った就労をするような不法就労の状態で雇用した事業主には、3年以内の懲役、300万円以下の罰金という罰則が科せられることになるので注意しなければなりません。

※雇用対策法により、平成19年10月1日から外国人を雇用する場合、氏名、在留資格在留期間などを届け出なければなりません。

2、日本の法律が適応される

外国人を雇用する場合も、日本の法律が適用されるのが原則です。摘要される労働関係の諸法規は、例えば「労働基準法」「労働者派遣法」「男女雇用機会均等法」「労働安全衛生法」「労働者災害補償保険」「最低賃金法」などです。従って、外国人だからといって以下のように扱うことは違法となります。

- ・無制限に残業させる。
- ・有給休暇を与えない。
- ・割増賃金を支払わない。
- ・過酷な労働現場で働かせる。

3、雇用契約書を作成する

外国人労働者については個別の雇用契約書を作成する必要があります。契約書の内容は次のような事項の記載が考えられます。

「就労内容」「就労場所」「労働時間」「休日休憩」「基本給と諸手当」「割増賃金」「賞与の有無と金額の決定方法」「社会労働保険や所得税などの控除」「雇用契約の期間や契約更新」「退職と解雇」など。所定の規則や契約に記載されていない事項について「やってほしくない」と見られる必要事項があれば、雇用契約書の特記事項あるいは会社規則の細則に明記しておくといでしょう。

※派遣や研修の場合は雇用関係ではないので、雇用契約書の必要はありませんが、それぞれの場合に応じた取り決めは必要です。

4、給与支払いの際には源泉所得税の取り扱いに注意

外国人労働者に給与を支払う際の税務手続きについては、その外国人労働者が居住者か非居住者かによって異なります。

① 居住者の場合

日本人の労働者と同様に源泉徴収を行い、その年の最後に年末調整を行いません。

② 非居住者の場合

原則として、給与等の支払額の20%を源泉徴収し、年末調整は行いません。ただし、日本と租税条約を締結している国の労働者の場合は、一定の要件を満たせば課税が免除・軽減される場合があるので注意が必要です。

※「居住者」とは、国内に住所を有する人、または国内に現在まで引き続いて一年以上住んでいる居住を有する人を指します。なお、職業に従事するために入国した外国人労働者は日本での滞在期間が契約等によりあらかじめ一年未満であることが明らかな場合を除き、「居住者」であるとの推定を受けることになります。



谷間の灯

西原 武三 訳詞
ポルトン 作曲
アメリカ民謡

黄昏に我が家の灯
我が子帰る日祈る

窓に映りしとき
老いし母の姿

谷間 灯点し頃
あの灯あの窓恋し

いつも夢に見るは
故郷の我が家

懐かしき母の待つ

故郷の我が家

When it's Lamp Lightin' Time in the Valley

There's a lamp shining bright in a cabin,
In the window it's shining for me,
And I know that my mother is praying -----
For the boy she is longin' to see.
When it's lamp lightin' time in the valley,
Then in dream I go back to my home.
I can see that old lamp in the window -----
It is then that I long for the valley,
And I miss you mother dear most of all.

昭9年

【解説】 誰にも母があり生まれ育った場所がある。時間の流れの一点に「生」を受け人生を辿って行く。そしてある時・ある場所で「生」を終える。

生きる主体は自分であって他の何者でもない。どんな生き方をするかは自分の責任だ。

「当たり前のことじゃないか！」…その当たり前を改めて見直してみよう。

5W1H（何時・何処で・誰が・何を・何故・如何にして）という情報伝達条件がある。

それは単に他者との関わりにだけ必要なものだろうか？ より良く生きるために自分の心に問い掛けるべきものではなからうか？ この頃そんなことを思うようになった。

「母と故郷」は「生」の原点だ。現時点までの自分にこの問いを発して、これからの人生軌道を再考してみよう。人間としてより良く生きてゆくために…。